



平成 21 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 立川ブラインド工業株式会社  
代表者名 取締役社長 立川 光 威  
(コード番号 7989 東証第2部)  
問合せ先 管理本部長 竹中 伸也  
(TEL. 03-5484-6142)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 63 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたこと、ならびに「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法施行時に廃止された定めとみなされている現行定款第 7 条の株券の発行を削除するとともに、実質上無効な定めとなっている現行定款第 9 条の単元未済株券の不発行に関する規定ならびに現行定款第 10 条、第 12 条の実質株主および実質株主名簿に関する規定を削除するものであります。

株式取扱規程に株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするために、現行定款第 13 条を変更するものであります。

会社法第 221 条により、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過するまでは株券喪失登録簿を備置かなければならないことから、現行定款第 12 条の株券喪失登録簿に関する規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する規定とその有効期限について附則を設けるものであります。

(2) 上記のほか、条文の削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 27 日(金)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 27 日(金)

以 上

(変更箇所は下線部分)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (省 略) (株券の発行) 第7条 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>第8条 (省 略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第11条 (省 略) (株主名簿管理人) 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 現行どおり (削 除)</p> <p>第7条 現行どおり (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1) 現行どおり 2) 〃 3) 〃 4) 〃</p> <p>第10条 現行どおり (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

(変更箇所は下線部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条 、 第40条</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 、 第39条</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成22年1月6日を<u>もって削るものとする。</u></p>